明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（**総務**七一）　一
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**二三六）　四
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**二二三～二二七、二三〇）　八
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**二二八）　二
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**二二九）　三
○教育振興基本計画を策定した件（**文部科学**一二三）
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇一三（平成二十五）年一～三月期）（内閣府）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、中日本高速道路株式会社工事開始関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　六

省令

○総務省令第七十一号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第一及び別表第二の規定に基づき、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月四日

総務大臣　新藤　義孝

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

(一)	塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤	三〇キログラム
(二)	五塩化りん及びこれを含有する製剤	
(三)	三塩化ほう素及びこれを含有する製剤	
(四)	三塩化りん及びこれを含有する製剤	
(五)	三ふっ化ほう素及びこれを含有する製剤	
(六)	シアン化水素を含有する製剤	
(七)	シアン化ナトリウムを含有する製剤	
(八)	シアン化亜鉛及びこれを含有する製剤	
(九)	シアン化カリウム及びこれを含有する製剤	
(十)	シアン化銀及びこれを含有する製剤	
(十一)	シアン化第一金カリウム及びこれを含有する製剤	
(十二)	シアン化第一銅及びこれを含有する製剤	
(十三)	シアン化第二水銀及びこれを含有する製剤	
(十四)	シアン化銅酸カリウム及びこれを含有する製剤	
(十五)	シアン化銅酸ナトリウム及びこれを含有する製剤	
(十六)	二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤（二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン五〇％以下を含有するものを除く。）	